

# 三田地区防災計画

三田地区自主防災対策委員会

## 計 画 の 構 成

- 第 1 部 総則
- 第 2 部 災害予防計画
- 第 3 部 震災応急対策計画
- 第 4 部 風水害応急対策計画
- 第 5 部 資料

# 第1部 総則

## 1 計画の方針

### (1) 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)および青梅市地域防災計画並びに三田地区自主防災対策委員会規約第4条にもとづき、本委員会が災害予防、災害応急対策を実施することにより、地区住民の生命、身体および財産を災害から守ることを目的とする。

### (2) 計画の構成

この計画は、次の5部の構成とする。

第1部 総則

第2部 災害予防計画

第3部 震災応急対策計画

第4部 風水害応急対策計画

第5部 資料

### (3) 計画の改正

この計画は、今後、必要に応じて検討を行い、改正する。また、青梅市地域防災計画が改正されたときは、必要に応じて本計画を改正する。

## 2 関係団体の業務大綱

機関名	業務の大綱
三田地区自主防災対策委員会	<ul style="list-style-type: none"><li>・自助・共助等の防災活動、応急対策の実施に関する事。</li><li>・避難誘導、避難所開設および運営に関する事。</li><li>・地区被害に関する情報の収集、伝達に関する事。</li><li>・各支部との情報連絡に関する事。</li><li>・避難行動要支者等<sup>※1</sup>の支援に関する事。</li><li>・その他、災害対策業務全般の協力に関する事。</li></ul>
消防団第5分団	<ul style="list-style-type: none"><li>・水火災の防御に関する事。</li><li>・人命の救助および救急に関する事。</li><li>・危険物等の措置に関する事。</li><li>・避難指示等の伝達および避難誘導に関する事。</li><li>・その他消防および水防に関する事。</li></ul>

機 関 名	業 務 の 大 綱
まとい会三田支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主防災組織の育成に関する事。</li> <li>・消防団員の活動に対する支援に関する事。</li> <li>・被害状況の収集および応急措置に関する事。</li> </ul>
防災士	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の対応に関する事。</li> <li>・被害状況の収集および応急措置に関する事。</li> </ul>
青梅交通安全協会第5支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導の協力に関する事。</li> <li>・交通誘導の補助に関する事。</li> </ul>
青梅女性防火防災の会第5支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害予防に関する事。</li> <li>・避難所の開設および運営に関する事。</li> <li>・避難者に対する炊き出しに関する事。</li> </ul>
三田地区内民生・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時要配慮者の支援に関する事。</li> <li>・高齢者や障害者の安否確認に関する事。</li> </ul>
二俣尾・沢井・御岳駐在所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の実態の把握および各種情報の収集に関する事。</li> <li>・交通規制に関する事。</li> <li>・被災者の救出救助および避難誘導に関する事。</li> <li>・行方不明者の捜索および調査に関する事。</li> <li>・公共の安全と秩序の維持に関する事。</li> </ul>
市立第六小学校およびPTA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童に対する安全教育に関する事。</li> <li>・児童の避難および救出、救護に関する事。</li> <li>・避難所の開設および運営に関する事。</li> </ul>
市立西中学校およびPTA	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒に対する安全教育に関する事。</li> <li>・生徒の避難および救出、救護に関する事。</li> <li>・避難所の開設および運営に関する事。</li> </ul>
西東京農協二俣尾支店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害における応急対策の協力に関する事。</li> </ul>
三田地区内観光協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客の避難誘導およびその把握協力に関する事。</li> </ul>
三田地区内建設会社	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における工作活動の協力に関する事。</li> <li>・その他応急対策等の協力に関する事。</li> </ul>
三田・二俣尾保育園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園児の避難および応急保育に関する事。</li> </ul>

機 関 名	業 務 の 大 綱
沢井市民センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災訓練、防災教育、広報の実施支援に関すること。</li> <li>・自主防災組織の支援に関すること。</li> <li>・青梅市災害対策本部との連絡調整に関すること。</li> <li>・災害、被害に関する情報の収集、伝達、広報に関すること。</li> <li>・避難行動要支援者等の支援に関すること。</li> <li>・避難所の開設および運営に関すること。</li> <li>・その他災害の発生および拡大防止のための措置に関すること。</li> </ul>
指定動員職員(市職員)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青梅市災害対策本部等の指示による活動に関すること。</li> <li>・避難所の開設・運営に関すること。</li> </ul>

※1 避難行動要支援者等:高齢者、障害者、乳幼児等に対する防災施策において特に配慮を要する者。

### 3 災害予防活動

災害予防活動として、次のことを行う。

- (1) 住民を対象とした地震、風水害、火災等に関する一般的な知識の習得
- (2) 災害発生時における情報の伝達、収集等の連絡網の整備
- (3) 災害に対する備えの普及徹底
- (4) 消防機関が実施する防災訓練への協力または参加

### 4 三田地区の概要

三田地区は、青梅市の西部秩父多摩甲斐国立公園の玄関口に位置し、面積は20.49平方キロメートル、東西に流れる多摩川の河岸段丘面に住宅地が広がり、北側には青梅街道やJR青梅線が位置しています。

また、多摩川の清流にひととき映える春の新緑、秋の紅葉や、南北の山林へとつながる高低差のある自然景観を求め、休日には御岳溪谷や御岳山を訪れる観光客で賑わうなど、豊かな自然環境を有しています。一方、この地区は急傾斜地を多く抱え、自然災害に対する備えが特に重要となっています。

## 第2部 災害予防計画

### 1 災害に強い地区づくり

#### (1) 震災への対応

##### ア 建物の耐震化

(ア) 三田地区内の旧耐震基準で建設された建物の耐震化を図るため、所有者に対して、青梅市の耐震に関する補助事業を活用して、耐震診断および耐震補強工事の促進を促す。

##### (イ) 公共施設の耐震化の状況

施設名	構造	延べ面積(m <sup>2</sup> )	耐震性の有無
沢井市民センター本館	鉄筋コンクリート造 2階	608	耐震性あり
沢井市民センター体育館	鉄骨造 2階	822	耐震性あり
沢井市民センター多目的室	鉄筋コンクリート造 3階	544	耐震性あり
市立第六小学校校舎	鉄筋コンクリート造 3階	4,809	耐震性あり
市立第六小学校体育館	鉄骨造 2階	897	耐震性あり
市立西中学校校舎	鉄筋コンクリート造 4階	6,307	耐震性あり
市立西中学校体育館	鉄骨造 2階	1,027	耐震性あり

◆ 青梅市公共施設白書(平成25年11月)

##### イ 家具等の転倒防止対策

地震による家具類の転倒・落下を防止することにより、負傷者の減少、負傷程度の軽減、地震後の出火防止や地域での救出・救護活動の迅速化を図るため、家具等の転倒防止対策を推進する。

##### ウ 防災訓練

地域住民と自主防災組織等との緊密な協力体制を確立し、防災意識の高揚を図るため、防災訓練への積極的な参加を促すとともに内容の充実を図る。

## (2) 風水害への対応

### ア 土砂災害対策

土砂災害のおそれのある地区について、危険の周知、警戒避難体制の整備を図る。

土砂災害警戒区域等の指定状況 (平成31年3月末日現在、単位:箇所数)

町 丁 名	土砂災害特別警戒区域		土砂災害警戒区域	
	急傾斜地	土石流	急傾斜地	土石流
二俣尾1丁目	9	1	9	1
二俣尾2丁目	7	2	7	2
二俣尾3丁目	4	—	4	—
二俣尾4丁目	15	6	16	6
二俣尾5丁目	51	15	51	18
沢井1丁目	22	3	22	3
沢井2丁目	7	1	8	2
沢井3丁目	16	5	16	7
御岳本町	14	1	14	3
御岳1丁目	7	2	7	2
御岳2丁目	27	6	27	6
御岳山	28	—	29	—
計	207	42	210	50

### イ 警戒避難体制

土砂災害に関しては、町丁目ごとに情報の収集および伝達、予報または警報の発令および伝達、避難、救助、その他土砂災害による被害を防止するため、必要な警戒避難体制に関する事項を事前に定める。

## 2 避難行動要支援者等への支援

地震や風水害などの災害発生時に一番の力になるのは、隣近所や地域の方の助け合いである。

このため、市では災害発生時に自力で避難行動を行えない高齢者や障害のある方の安否確認、避難誘導を行うため支援制度を推進している。

三田地区においても、避難行動要支援者に対し、普段からの見守り、安否確認などの支援体制づくりを推進する。

## 3 災害対策用物資の備蓄

沢井市民センター防災倉庫備蓄状況

### (1) 備蓄食料(令和2年4月現在)

品名	数量	品名	数量
ビスケット類	2,100食	アルファ化米 白米1,250食 五目ごはん750食	2,000食
飲料水(490ml)	528本		

### (2) 救助用物資(令和2年4月現在)

品名	数量	品名	数量
飲料用ポリタンク (折り畳み式20ℓ)	30個	プライバシーテント	1張
汎用ポリタンク20ℓ	13個	防災シート (テント横幕)	10枚
汎用ポリタンク10ℓ	100個	発電機	1基
簡易トイレ	2基	毛布(市)10枚/箱	110枚
目隠しテント	2張	毛布(都)10枚/箱	75枚
トイレ便袋	6,300枚	カーペット(市)	50枚

(3) 応急対策用資器材(令和2年4月現在)

品名	数量	品名	数量
土のう袋	2,000袋	スコップ	10丁
パイル(留杭)	300本	つるはし	10丁
ブルーシート	100枚	掛矢	3丁
鉄線	500kg	ジョレン	9丁
解縄	800m	竹み	10丁

## 第3部 震災応急対策計画

### 1 応急活動体制

#### (1) 三田地区自主防災対策委員会本部

##### ア 本部の設置

青梅市で「震度5弱」以上の地震が観測された場合、または東海地震注意情報が発表された場合には、沢井市民センター(以下、「市民センター」という。)内に「三田地区自主防災対策委員会本部(以下、「本部」という。)」を設置する。

また、本部を設置した場合には、青梅市災害対策本部(青梅市役所)にその旨を連絡する。

なお、原則として、本部を設置する役員は、連絡を待つことなく自主的に本部に参集するものとし、その他の本部組織を構成するものは、連絡により参集するものとする。

##### イ 本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

##### (ア) 役員(本部8名+地区本部10名=18名)

第5支会正副支会長、監事、自治会長(地区本部を構成)、青梅市消防団第5分団長、青梅市まとい会三田支部長および防災士(代表者1名)。

##### (イ) 本部組織(28名)

第5支会正副支会長、監事、自治会長(地区本部を構成)、青梅市消防団第5分団長、青梅市まとい会三田支部長、防災士(代表者1名)、青梅交通安全協会第5支部長、青梅女性防火防災の会第5支部長、三田地区内民生・児童委員代表および沢井市民センター職員。

##### ウ 本部の活動

本部は、三田地区内の被害状況の収集等に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

また、青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて青梅市災害対策本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

##### エ 本部の廃止

地震による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

## (2) 三田地区自主防災対策委員会地区本部

### ア 地区本部の設置

青梅市で「震度5弱」以上の地震が観測された場合、または東海地震注意情報が発表された場合には、各自治会館等に「地区本部」を設置する。

また、地区本部を設置した場合には、本部(市民センター)へその旨を連絡する。

なお、原則として、地区本部を設置する役員は、連絡を待つことなく自主的に地区本部に参集する。

### イ 地区本部の組織

地区本部は、次の者をもって構成する。

自治会長または副自治会長、自治会役員、青梅市消防団第5分団団員、青梅市まとい会第5支部会員、防災士、交通安全協会第5支部指導員、青梅女性防火防災の会第5支部会員、三田地区内民生・児童委員、その他状況に応じた要員。

### ウ 地区本部の活動

地区本部は、次の活動を行う。

(ア) 住民の安否確認および可能な範囲での救助活動

(イ) 地区内の被害状況の収集等

(ウ) 本部との連絡・調整および必要に応じて本部へ支援等の要請

### エ 地区本部の廃止

地震による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は地区本部を廃止する。

地区本部を廃止する場合には、本部へ連絡し、その指示に従う。

## (3) 情報連絡体制

本部は、防災用無線機および青梅市防災行政無線(移動系)、消防団無線、携帯電話等を活用して被害等の情報収集に努める。

## 2 避難計画

### (1) 初期対応

震災直後は、状況に応じて、一時集合場所<sup>いっときしゅうごうばしょ</sup>※2に集合し、地域の力を結集して災害への初期対応を図る。

なお、現時点の一時集合場所は「第5部資料/2 一時集合場所一覧」に掲載。

※2 一時集合場所:震災後間もない段階での安否確認や救出・救助、初期消火を行うなど、地区本部を中心に住民一人ひとりが協力して被害を最小限にする応急対策活動を行うための場所。

## (2) 避難場所等の開設場所

三田地区において、震災時の避難場所※3 および避難所※4 として、青梅市地域防災計画に指定されている指定場所は、次のとおりである。

避難場所等	所 在	備 考
市立第六小学校	二俣尾3-903-1	避難所
二俣尾5丁目第2運動広場	二俣尾5-164	避難場所
沢井市民センター	沢井2-682	避難所
御岳本町児童遊園	御岳本町167-1	避難場所
御岳本町運動広場	御岳本町 224-3	避難場所
御岳運動広場	御岳1-115	避難場所
御岳山ふれあいセンター	御岳山38-2	避難所

※3 避難場所：地震による建物倒壊や火災延焼等の危険から安全を確保するために、住民等が一時的に避難するために青梅市が開設する場所。

※4 避難所：地震により自宅での生活が困難になった住民等が、一時的に避難生活するために青梅市が開設する場所。

## (3) 避難所の運営

避難所の管理・運営は、関係機関等が連携して行い、男女共同参画の観点から、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保に努める。

## 第4部 風水害等応急対策計画

### 1 応急活動体制

#### (1) 三田地区自主防災対策委員会本部

##### ア 本部の設置

次の場合に、沢井市民センター(以下、「市民センター」という。)内に「三田地区防災対策委員会本部(以下、「本部」という。)」を設置する。

(ア) 台風が接近して三田地区において大きな被害が発生した場合、または発生するおそれがある場合。

(イ) 三田地区に「高齢者等避難」が発令されたとき。

(ウ) その他、本部長が必要と判断した場合。

また、本部を設置した場合には、青梅市災害対策本部(青梅市役所)にその旨を連絡する。

なお、原則として、本部を設置する役員は、連絡を待つことなく自主的に本部に参集するものとし、その他の本部組織を構成するものは、連絡により参集するものとする。

##### イ 本部の組織

本部は、次の者をもって構成する。

(ア) 役員(本部8名+地区本部10名=18名)

第5支会正副支会長、監事、自治会長(地区本部を構成)、青梅市消防団第5分団長、青梅市まとい会三田支部長および防災士(代表者1名)。

(イ) 本部組織(28名)

第5支会正副支会長、監事、自治会長(地区本部を構成)、青梅市消防団第5分団長、青梅市まとい会三田支部長、防災士(代表者1名)、青梅交通安全協会第5支部長、青梅女性防火防災の会第5支部長、三田地区内民生・児童委員代表および沢井市民センター職員。

##### ウ 本部の活動

本部は、三田地区内の被害状況の収集等に努めるとともに、必要に応じて避難所の開設を行う。

青梅市災害対策本部との連絡・調整を行い、必要に応じて青梅市災害対策本部に人的派遣要請および食糧等の物資の要請等を行う。

##### エ 本部の廃止

風水害による災害発生のおそれがなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は本部を廃止する。

本部を廃止した場合には、青梅市災害対策本部にその旨を連絡する。

## (2) 三田地区自主防災対策委員会支部

### ア 地区本部の設置

風水害により自治会管内で大きな被害が発生した場合、および発生するおそれがある場合には、各自治会館等に「地区本部」を設置する。

地区本部を設置した場合には、本部(市民センター)へその旨を連絡する。

### イ 地区本部の組織

地区本部は、次の者をもって構成する。

自治会長または副自治会長、自治会役員、青梅市消防団第5分団団員、青梅市まとい会第5支部会員、防災士、交通安全協会第5支部指導員、青梅女性防火防災の会第5支部会員、三田地区内民生・児童委員、その他状況に応じた要員。

### ウ 地区本部の活動

地区本部は、次の活動を行う。

(ア) 住民の安否確認および可能な範囲での救助活動

(イ) 地区内の被害状況の収集等

(ウ) 本部との連絡・調整および必要に応じて本部へ支援等の要請

### エ 地区本部の廃止

風水害による災害発生のおそれなくなった場合、または、発生した災害・応急対策がおおむね終了したと認められる場合は地区本部を廃止する。

地区本部を廃止する場合には、本部へ連絡し、その指示に従う。

## (3) 情報連絡体制

本部は、防災用無線機および青梅市防災行政無線(移動系)、消防団無線、携帯電話等を活用して被害等の情報収集に努める。

## 2 避難計画

### (1) 避難情報

災害による被害が発生することが予想される場合に、市長は次による避難情報を発令する。

#### ア 【警戒レベル3】高齢者等避難

避難指示や緊急安全確保の発令が予想される場合に、避難のための準備を住民に呼びかけるとともに、避難に時間を要する避難行動要支援者等や、その家族や近隣の

支援者が避難を開始することを促すために発令される。

#### イ 【警戒レベル4】避難指示

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高くなったとき、住民に避難を促すために発令される。

#### ウ 【警戒レベル5】緊急安全確保

すでに災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まり、被害の危険が切迫したときに発令される。

### (2) 支部の避難活動

発令された避難情報により地区本部は以下のような避難に関する活動を行うが、「自らの命は自らが守る」ことが原則であるから、状況に応じて避難情報の発令を待たずに自治会管内の住民等へ早めに自主避難を呼びかけることも重要である。

#### ア 高齢者等避難

地区本部は、住民および避難行動要支援者等やその家族や近隣の支援者に「高齢者等避難」が発令されたことを伝えるとともに、避難開始を援助する。

#### イ 避難指示

地区本部は、「避難指示」が発令されたことを自治会管内の住民等に伝え、避難を呼びかけるとともに住民の安否確認を行う。また、異常な現象の発生や被害情報を得た場合には、必要に応じて住民等や本部に連絡する。

#### ウ 緊急安全確保

地区本部は、「緊急安全確保」が発令されたことを自治会管内の住民等に伝え、ただちに避難するよう呼びかけるとともに住民の安否確認を行う。また、異常な現象の発生や被害情報を得た場合には、必要に応じて住民等や本部に連絡する。

### (3) 避難基準

大雨警報が発表され、河川の氾濫等により人命に危険な状況が予測される場合、避難を行う。

土砂災害については、原則、気象庁と東京都が合同で「土砂災害警戒情報」を発表し、24時間降水量が300ミリを超えた場合には、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている区域内に居住する者は自主的に避難する。

また、土砂災害の前兆現象(斜面に亀裂、小石が斜面からぱらぱら落ちるなど)等に気づいた場合、直ちに安全な場所に自主的に避難を行う。

#### (4) 避難所(避難場所)の開設場所

風水害時の避難所(避難場所)は、原則として、次に示す地元自治会館の活用を図るほか、青梅市地域防災計画で定められ、三田地区に市が開設する風水害時の避難場所および避難所とする。ただし、土砂災害により被害を受ける恐れがある自治会館は、他の場所とすることが望ましい。

自治会館名	所 在	構 造	土砂災害指定
二俣尾1丁目 自治会館	二俣尾1-199-1	木造平屋建	K <sup>※5</sup> ・D <sup>※5</sup> 指定なし
二俣尾2丁目 自治会館	二俣尾2-413	木造平屋建	K・D 指定なし
二俣尾3丁目 自治会館	二俣尾3-812-1	木造モルタル平屋建	K・D 指定なし
二俣尾4丁目 自治会館	二俣尾4-1089-1	木造平屋建	K・D 指定なし
二俣尾5丁目 第1自治会館	二俣尾5-1410	木造モルタル平屋建	K 指定なし D 警戒区域
二俣尾5丁目 第2自治会館	二俣尾5-1610	木造モルタル平屋建	K 警戒区域 D 警戒区域
沢井1丁目 自治会館	沢井1-312-3	木造モルタル平屋建	K・D 指定なし
沢井2丁目 自治会館	沢井2-850-5	木造瓦葺モルタル造 平屋建	K 指定なし D 警戒区域
沢井3丁目 自治会館	沢井3-930-1	木造モルタル日本瓦 葺平屋建	K 指定なし D 警戒区域
横尾会館	御岳本町273-2	木造瓦葺平屋建	K 警戒区域 D なし
丹縄自治会館	御岳本町1-2	鉄筋コンクリート造 2階建	K 指定なし D 警戒区域
御岳本町会館	御岳本町343-4	鉄筋コンクリート造 陸屋根平屋建	K・D 指定なし

自治会館名	所 在	構 造	土砂災害指定
拂沢会館	御岳1-122	木造2階建	K 指定なし D 警戒区域
御嶽会館	御岳2-297-1	木造一部2階建	K 警戒区域 D 警戒区域

※5 Kは急傾斜地の崩壊、Dは土石流の指定状況。

◆ 土砂災害の危険がある場合には、山側と反対の部屋に避難する。

#### 市が開設する避難場所および避難所

避難場所等	所 在	備 考
沢井市民センター(多目的室)	沢井2-727-1	避難所
市立第六小学校	二俣尾3-903-1	避難所
御岳山ふれあいセンター	御岳山38-2	避難所

#### (5) 避難所の運営

風水害時の避難は、浸水被害や土砂災害等が発生する前に避難を行う必要がある。

このため、地域の住民に避難所や避難方法などについて、日ごろから周知に努める。

避難所の管理・運営は、関係機関等が連携して行い、男女共同参画の観点から、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、プライバシーの確保に努める。

## 第5部 資料

### 1 三田地区自主防災対策委員会委員

本規約第5条(組織)別表による。

委員区分	人数 (人)	役員区分	役員	本部 組織	備考
第5支会(三田地区)内 自治会長(支部長)	15	会長兼支部長	○	○	第5支会長
		副会長兼支部長	○	○	第5支会副支会長
		会計兼支部長	○	○	//
		監事兼支部長	○	○	第5支会監事
		//	○	○	//
		兼務なし支部長	○	○	自治会長(10) 支部長は地区本部を構成
青梅市消防団第5分団 分団長	1	副会長	○	○	分団長
青梅市まとい会三田支部 支部長	1	副会長	○	○	支部長
防災士	5	副会長(代表1名)	○ 代表	○	御岳山
				○	御岳1丁目
				○	沢井2丁目
				○	二俣尾1丁目
				○	沢井1丁目
青梅交通安全協会第5支部 支部長	1			○	支部長
青梅女性防火防災の会第5支部 支部長	1			○	支部長
三田地区内民生・児童委員 代表	1			○	地区代表
西東京農業協同組合 二俣尾支店長	1				支店長
青梅警察署 三田地区内駐在警察官	3				二俣尾駐在所
					沢井駐在所
					御岳駐在所
青梅市立第六小学校 校長	1				
青梅市立西中学校 校長	1				
青梅市立第六小学校 PTA会長	1				
青梅市立西中学校 PTA会長	1				

委員区分	人数 (人)	役員区分	役員	本部 組織	備 考
三田地区建設業者 代表	1				
御岳観光協会 代表	1				
御岳山観光協会 代表	1				
三田保育園 園長	1				
二俣尾保育園 園長	1				
沢井市民センター 職員	3			○	所長
				○	係長
				○	主任
計	41		18	28	

関係機関	青梅消防署日向和田出張所	所長
------	--------------	----

## 2 一時集合場所一覧

支 部	所 在 地	一時集合場所
第1支部 二俣尾1丁目	二俣尾1-30	横吹地区は平岡さん宅前広場
	二俣尾1-258	石神地区は、石神前駅前広場
第2支部 二俣尾2丁目	二俣尾2-387	二俣尾2丁目自治会館
	二俣尾2-666	(通称)三角畑
第3支部 二俣尾3丁目	二俣尾3-812-1	二俣尾3丁目自治会館
	二俣尾3-903-1	◎市立第六小学校グラウンド
第4支部 二俣尾4丁目	二俣尾3-903-1	◎市立第六小学校グラウンド
	二俣尾4-970	西東京農協二俣尾支店駐車場
	二俣尾4-1089-1	二俣尾四丁目自治会館(大地震は不可)
第5支部 二俣尾5丁目第1	二俣尾5-1267-1	二俣尾5丁目南運動広場
	二俣尾5-164-1	○二俣尾5丁目第2運動広場

支 部	所 在 地	一時集合場所
第6支部 二俣尾5丁目第2	二俣尾5-664-1	○二俣尾5丁目第2運動広場
	沢井2-682	◎沢井市民センター(台風・土砂災害は多目的室)
第7支部 沢井1丁目	沢井1-312-3	沢井1丁目自治会館
	沢井2-682	◎沢井市民センター(台風・土砂災害は多目的室)
第8支部 沢井2丁目	沢井2-850-5	沢井2丁目自治会館(台風・土砂災害は不可)
	沢井2-682	◎沢井市民センター(台風・土砂災害は多目的室)
第9支部 沢井3丁目	沢井3-930	沢井3丁目自治会館(台風・土砂災害は不可)
	沢井3-527-4	青渭橋西側市道
第10支部 御岳本町第1	御岳本町167-1	○御岳本町児童遊園
	御岳本町 224-3	○御岳本町運動広場
	御岳本町350	慈恩寺境内と駐車場
第11支部 御岳本町第2	御岳本町1-2	丹繩自治会館(台風・土砂災害は不可)
第12支部 御岳本町第3	御岳本町167-1	○御岳本町児童遊園
	御岳本町362-8	御岳交流センター
第13支部 御岳1丁目	御岳1-115	○御岳運動広場(雨天・台風・土砂災害は不可)
	御岳1-122	拂沢会館(台風・土砂災害は不可)
	御岳1-87	市川満さん宅駐車場(雨天・台風は不可)
第14支部 御岳2丁目	御岳2-297	1次避難場所 = 御嶽会館
	御岳2-307	2次避難場所 = 平原 武 さん宅駐車場
第15支部 御岳山	御岳山38-2	◎御岳山ふれあいセンター
	御岳山	御嶽神社前広場

◎は青梅市地域防災計画で指定している避難所

○は青梅市地域防災計画で指定している避難場所

### 3 その他

防災ハンドブック(別冊)

## 三田地区防災計画(令和5年度修正)

令和5年4月発行

編集・発行 三田地区自主防災対策委員会

〒198-0172

東京都青梅市沢井2丁目682番地(沢井市民センター内)

電話 0428-78-8304